慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	大久保泰氏学位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1972
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.45, No.4 (1972. 4) ,p.141- 145
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara id=AN00224504-19720415-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大久保泰氏学位請求論文審查要旨

後の内戦と国民政府の自壊ー」の構成は次のとおりである。 大久保泰氏提出にかかる学位請求論文「共産中国出現の推移―戦

第一章 戦後の国共抗争と政協会議

第一節 抗日戦勝直後の国共両党軍の紛争と蔣介石・毛沢東の

会談

第二節 武力衝突の激化と中共の

第三節 停戦と政協会議

第四節

政治・軍事統一の困難性

第二章 国共交渉の決裂と国民党政権の改組 国共関係の行詰りと武力衝突

第二節 停戦交渉の曲折

第三節 本格的内戦へのエスカレー

第四節 国共和平への最後の努力

第五節 国共交渉の打切り

第六節 国府側の一方的憲法採択と国民政府の改組

第一節 第三次国内革命戦争の推移と国民政府の台湾亡命 国共両陣営の臨戦態勢固め

内戦の一年目と中共軍の防御戦略(第一段階)

学位請求論文審查要旨

第四節 内戦の三年目と国民政府の自壊作用 (第三段階)

国府側の憲政移行・掃共態勢と内戦の二年目(第二段

第五節 内戦中における中共の政策路線 国民政府の台湾亡命と中共軍の大陸制圧(第四段階)

第四章

第一節 第二節 政治工作の推進 経済政策の推進

第五章 中華人民共和国の成立

第一節 新政協会議の開催とその役割

第二節 新中国政府の分析

件下にあつた中国共産党に敗北せざるをえなかつたか、いいかえれ 氏によるこの論文は、戦後内戦時期において、強大な軍事力と莫大 入手が極めて困難であつたこと、などによるものであろう。大久保 中華人民共和国の成立によつて現代中国の研究者の多くの関心がそ う。この時期の研究がこれまで本格的に行なわれなかつた理由は、 後内戦時期の研究は、まさにその一つであるといつてよ い で あ ろ なアメリカの軍事・経済援助をえていた中国国民党がなぜ劣悪な条 の後の展開に移つていつたこと、ならびに内戦時期に関する資料の 九四九年十月一日の中華人民共和国成立にいたるまでのいわゆる戦 ることは否めない。一九四五年八月の第二次大戦終結のときから一 いるにもかかわらず、時期的にみてその研究に不十分なところがあ 我国における中国現代史の研究は、国際的に高い水準を保持して

ろう。期の研究に手を染めたいわば先駆的な業績であるといつてよいであ期の研究に手を染めたいわば先駆的な業績であるといつてよいであらかにしようとしたものであつて、これまでの不十分な戦後内戦時ば中国国民党から中国共産党への権力移行の過程とその原因とを明

うに思われる。その一つは、過去八年にわたる抗日戦争の荒廃と**澎**

ところで本論文は、大別して二つの部分に分けることができるよ

章および第二章が前者に、第三章、第四章および第五章が後者にあったか、その複雑な過程と原因の分析をおこなつている部分である。主として、第一のたか、その複雑な過程と原因の分析をおこなつている部分であかで あったか、その複雑な過程と原因の分析をおこなつている部分で あったか、その複雑な過程と原因の分析をおこなつている 部分 で あったか、その複雑な過程と原因の分析をおこなっている 部分 で あったその原因を究明しようとしている部分である。主として、第一本にあかかわらず、一への志向が、アメリカの熱心な調停工作の存在にもかかわらず、一への志向が、アメリカの熱心な調停工作の存在にもかかわらず、一への志向が、アメリカの熱心を消費としてうまれた中国の平和と統

ば、つぎの二つに要約することができるように思われる。

づけたのち、政協会議決議と整軍協定のもつ問題点を明らかにし、議、二月の国共整軍協定の成立となつて結実する過程を詳細にあとを繰り返すという状況のなかで、中国の平和的統一と国内政治の民を繰り返すという状況のなかで、中国の平和的統一と国内政治の民を繰り返すという状況のなかで、中国の平和的統一と国内政治の民を繰り返すという状況のなかで、中国の平和的統一と国内政治の民を繰り返すという状況のなかで、中国の平和的統一と国内政治の民を繰り返すという状況の法という共同目標を失つた国共著者は、まず第一章において、抗日という共同目標を失つた国共

てられているといつてよいであろう。

主的統一を実現することのできなかつた主要な原因は、著者によれたにしている。これらの検討を通じて、国共両党が戦後中国の平和的民民、国民党による「六・六停戦命令」の発令にもかかわらず、拡大の一途をたどり、国民党による十一月十二日の憲法制定国民大会の一方的強行によつて国共間の交渉が決定的にたち切られるにいたつた過程を、によつて国共間の交渉が決定的にたち切られるにいたつた過程を、によつて国共間の交渉が決定的にたち切られるにいたつた過程を、によつて国共間の交渉が決定的にたち切られるにいたつた過程を、によって国共間の交渉が決定的にたち切られるにいたつた過程を、によって国共間の交渉が決定的にたち切られるにいたつきをかかった主要な原因は、著者によれたいる。これらの検討を通じて、国共両党が戦後中国の平和的民

人民」をもつ二つの国家を形成していた、という事実にあるといったいうかたちの政権を樹立するか」という問題を含めて、本質的にういうかたちの政権を樹立するか」という問題を含めて、本質的にういうかたちの政権を樹立するか」という問題を含めて、本質的にういうかたちの政権を樹立するか」という問題を含めて、本質的に方いうかたちの政権を樹立するか」という問題を含めて、本質的に方いうかたちの政権を樹立するか」という問題を含めて、本質的に方いうかたちの政権を樹立するか」という問題を含めて、本質的に方いうかたちの政権を樹立するか」という問題を含めて、本質的に方いうかたちの原因は、戦争直後、国共双方がそれぞれ異つたである。いま一つの原因は、戦争直後、国共双方がそれぞれ異つたである。いま一つの原因は、戦争直後、国共双方がそれぞれ異つたである。いま一つの原因は、戦争直後、国共双方がそれぞれ異つたである。いま一と、という事実にあるといっ人民」をもつ二つの国家を形成していた、という事実にあるといっく、というかたちの統一し、どういうかたちの政治と対していた。という事実にあるといったが、日本の大きのである。

一を協議しながらも実現しえなかつた根本的原 因 が ある」のであ著者によれば、「そこに、両党が幾度か交渉を開いて中国の和平統正の既成事実を放棄することは基本的に不可能であつたのである。ていてあろう。この事態は、いずれも過去二十余年にわたる国共てよいてあろう。この事態は、いずれも過去二十余年にわたる国共

つぎの五つに要約することができるであろう。

一つぎの五つに要約することができるであろう。

一つぎの五つに要約することができるであろう。

一つぎの五つに要約することができるであろう。

解除と接収を行うには、西南後方地域に後退していた国民党軍よりる点と線の背後に広大な根拠地をつくりあげていた中共軍は、武装共両軍によつて行なわれたが、その際日本軍の占領していたいわゆ共戦争直後、日本軍の武装解除と被占領地域の接収とが事実上国

革命に動員するうえでの土地改革の現実主義的展開、民族商工業の 内部における腐敗、士気の低下と相俟つてその自壊作用を促進して は内戦がすすむにつれて党の効果的な政策実行を困難にし、国民党 が、これら四つの勢力に対する不満は戦後次第に増大し、その対立 淅江財閥 (財政)、政学会系の人々 (官僚) におかれていたのである は、もともと黄埔軍官学校出身の将領グループ(軍)、CC系(党)、 に重大な悪影響をあたえたこと、著者によれば、蔣介石権力の基盤 てしまつたこと、四国民党内部の分裂が国共交渉および内戦の遂行 民生活を破綻に追い込み、国民の政府に対する信頼を完全に失わせ 政策の失敗によつて、戦後インフレーションを破局的に激化し、 いう戦略が成功したということである。闫国民政府がその財政経済 要都市いいかえれば点と線とに追いこみ、これを最後に撃破すると を置き、 させ、優勢な兵力を集中して国民党軍の兵力を撃滅することに重点 えれば、地域確保にではなく、運動戦によつて国民党軍を分散孤立 反攻」という三段階戦略とを採用し、それに成功したこと。いいか たつ国民党軍に対して、いわゆる人民戦争戦略と「後退・遊撃・総 りあげていたこと、口中共軍は、数的にも、また装備的にも優位に 地をつくりあげることに成功し、内戦に臨む有利な戦略態勢をつく も有利な立場にあり、とくに満州にはいち早く進出して広大な根拠 いつたのである。田中国共産党の政策路線、いいかえれば、農民を かれらののびきつた補給路を切断し、面を制圧して敵を主

力との統一戦線の中国共産党に対する支持を大きくさせたこと、な保護育成、反戦反米的大衆運動の効果的組織化、反国民党的民主勢

動を昂揚させたばかりでなく、その援助は国民党軍の寝返り、 産党のアメリカに対する不信感を敵意にまでたかめ、反米的大衆運 政府に対し大規模な軍事的経済的援助をあたえ、このことが中国共 党の平和的統一へ積極的仲介の労をとりながらも、その反面、 れ以上中国内戦には介入しなかつたのに対し、アメリカは、国共両 共軍の戦力の飛躍的増大に寄与したことは確かであるにしても、そ せ、日本軍から接収した武器を中共軍にあたえることによつて、 国共産党への権力移行にあたえた影響についても、随所に言及して どがそれである。著者は、このほか、米ソ両国が中国国民党から中 いる。すなわち、ソ連は国民党軍の満州進出をできるだけ 遅 延 さ 投降 国民

いるのである。 用を起した結果であるとみた方が的を得た考察である」と結論して ろ「戦後の国民党政権が執政に失敗し、国民の信望を失い、自壊作 の大多数が共産主義を支持したことを意味するものではなく、むし さなどに重要な原因があるにしても、そのことは必ずしも中国国民 たしかに中国共産党の適切な戦略戦術、政治経済工作、士気のたか る。かくて著者は、中国国民党から中国共産党への権力の移行は、 役立つたとして、アメリカの対中国政策の失敗を強く指 摘 して い によつて中共軍の手に入り、却つて中共軍の軍事力を強化するのに

論を導きだした大久保氏の業績は評価されて然るべきであろう。し 渉の失敗ならびに中国国民党から中国共産党への権力の移行の原因 についての著者の見解は、適切かつ妥当なものであり、このような結

うまでもなく、戦後における世界情勢の発展と変化に対するアメリ

以上が本論文の概要であるが、中国の平和的統一を目指す国共交

わば先駆的業績であるといいらるのである。 の意味で、大久保氏のこの研究は、戦後内戦時期全体を通観したい 裏づけたという点に、その価値が見出さるべきであると考える。そ は推論されていた見解を、詳細な資料の分析と事実の検討によつて を提供したというよりはむしろ、従来不完全なかたちで解釈もしく るというわけではない。したがつて、本論文は、学界に新たな解釈 内外の中国学界において主張されたことのない全く新しい見解であ かし、本論文に示されている著者の見解は、必ずしもこんにちまで

中

が、この両者はもともと無関係なものでありえないはずである。党 在、進歩性の喪失を国民党自壊作用の重要な原因と主張 して い 民党右派の抬頭を指摘するとともに、国民党内部における腐敗の存 全会による政協会議決議の空洞化から全面的内戦の時期における国 ないわけではない。たとえば著者は、一九四六年三月の国民党二中 しかし、この論文にも、なお今後の検討にまつべき問題が存在し

の理解についてもなお一層の検討が必要であろう。この問題は、 ならない問題である。また、戦後期におけるアメリカの対中国政策 ういつた問題は、

著者が中国国民党敗北の原因を

国民党の自壊作用 失はなぜ右派勢力の存在とからまり合つて進行していつたのか、こ 内右派の抬頭を促す政治的経済的社会的基盤はどこに存在していた に重点をおいて説明しようとするかぎり、十分に検討されなければ 敗はどのような構造において存在していたのか、腐敗と進歩性の喪 のか、抗日戦争がそれにどのような影響をあたえたのか、党内の腐

お検討の余地があることは否定できない。また本論文に使用されている資料の資料批判及び整理についてもな関する著者の検討は必ずしも十分であるとは思われないのである。

文の内容が著者に法学博士の学位を授与するに適当なものと認める代中国研究への精進と業績とを多とするとともに、われわれは本論損うものとはいえないであろう。大久保氏の過去三十年にわたる現内戦時期に関する先駆的業績としての本論文のもつ価値を本質的にしかし、そのような問題は存在するにしても、このことは、戦後しかし、そのような問題は存在するにしても、このことは、戦後

昭和四十七年一月

ものである。

副査 慶應義塾大学教授法学博士 中村 菊男副査 慶應義塾大学名誉教授法学博士 英 修道主査 慶應義塾大学教授法学博士

備考 本学位は、慶應義塾大学学位規程第四条によるものである。

学位請求論文審查要旨